

福岡、平 9 不11、平 9 不14、平10.11.9

命 令 書

申立人 九州工業高等学校職員組合

被申立人 学校法人九州工業学園

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第 1 申立人の請求する救済内容

申立人の請求する救済内容は、次のとおりである。

- 1 被申立人は、平成 9 年 5 月 15 日及び同年 5 月 16 日付で申立人に交付した確約書の約束事項を確約書どおり履行しない問題につき団体交渉を拒否してはならない。
- 2 被申立人は上記確約書の約束事項を確約書どおり履行しないことにより、申立人組合に対し支配介入してはならない。  
(以上福岡労委平成 9 年 (不) 第11号事件)
- 3 被申立人は、何の予告も協議もなく、特定の個人を教員の身分のまま事務員に任用し、教員の給料表を適用して優遇することにより、申立人組合員を不利益取扱いし、申立人組合に対し支配介入してはならない。
- 4 被申立人は、申立人が申し入れた上記 3 について団体交渉を、本校在籍者以外の者が出席する団交には応じられないとして拒否してはならない。
- 5 被申立人は、一方的に組合機関紙の配布を禁止してはならない。
- 6 被申立人は、組合機関紙配布禁止及び掲示板設置についての団体交渉を、本校在籍者以外の者が出席する団交には応じられないとして拒否してはならない。  
(以上福岡労委平成 9 年 (不) 第14号事件)
- 7 上記 1 ないし 6 に係る陳謝文の掲示及び交付。

第 2 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人

申立人九州工業高等学校職員組合（以下「職組」という。）は、九州工業高等学校に勤務する事務員 5 名によって平成（以下「平成」を略す。）5 年 4 月 12 日に結成された単位組合である。申立時の組合員数は 4 名であり、3 名は庶務課に勤務する事務員、1 名は後述のように 3 年 4 月 1 日から被申立人の常務理事であり、5 年 1 月 31 日に退職した後、9 年 8 月 25 日に職組に加入した X 1（以下「X 1」という。）である。

(2) 被申立人

被申立人学校法人九州工業学園（以下「学園」という。）は、北九州市小倉北区に所在し、同地に九州工業高等学校を設置・運営する学校法人である。同校には、機械科、電気科等を有する工業科と普通科が設けられ、職員数は教員、事務員計84名である。

(3) 申立外組合

被申立人学園には、職組の外に昭和38年に結成された九州工業高等学校教職員組合（以下「教組」という。）及び元年に教組から分裂して結成された九州工業高等学校労働組合（以下「労組」という。）がある。教組の組合員数は、教員、事務員計40名で、労組の組合員数は、教員、事務員計36名である。

2 本件発生前の労使事情とその後の推移

(1) 本件発生前におけるX1の学園経営者としての経歴

ア X1は、昭和61年3月北九州市役所を退職後、同年11月1日九州工業高等学校事務長に採用され、3年4月1日常務理事に就任した。5年1月31日、X1は常務理事を辞任し、学園を退職した。

イ(ア) 昭和62年学園では、卒業アルバムの作成において、生徒住所録の一部が欠落し、また、X1の写真、氏名、住所も欠落するというミスが生じた。この問題の処理に関連して、学園は、同年4月25日、校長、教頭の指示・命令に対する反抗、職務命令違反等を理由として、アルバム作成に関わった教組の組合員である2名に懲戒解雇、3名に停職3か月の懲戒処分を行った（以下「アルバム事件」という。）。この懲戒処分を受けた5名は、地位保全等の仮処分を福岡地方裁判所小倉支部に申請し、同年6月25日、同支部は、申請を認容した（昭和62年(ワ)第155号地位保全、金員仮払等申請事件）。

(イ) 昭和63年学園は、教組との間で結ばれていた人事協定等を破棄したのに対し、教組は、当委員会に人事協定の破棄等についての団交拒否の救済を求める不当労働行為救済申立を行った（以下「昭和63年(不)12号事件」という。）。昭和63年(不)12号事件では、X1は、学園の補佐人となって当委員会の審査に出席した。

(ロ) 上記(イ)の処分に対する地位確認等請求事件で、元年8月10日福岡地裁小倉支部は、これらの懲戒処分は懲戒権の濫用として各処分は無効との判決を出し、昭和62年(ワ)第687号地位確認等請求事件)、その控訴審である福岡高等裁判所は学園の控訴を棄却した。

(ハ) 4年、教組は、当委員会に学園が交渉人員を制限し、交渉人員の点で合意を得られないことを理由とする団交拒否の救済を求める不当労働行為救済申立を行った（以下「4年(不)4号事件」という。）。4年(不)4号事件では、X1は、学園の代理人となって当委員会の審査に出席した。

(ニ) アルバム事件以降、教組はその情宣紙でX1を「教育を荒廃させ

た元凶」と批判し、学園は、教組の情宣紙に対抗して「事務長通信」、「当局通信」、「学園通信」の名称で学園側の情報紙を発行し、X 1 は、事務長当時からの情報紙の一部の編集責任者になっていた外、自ら執筆するなどして作成に関わっていた。

ウ(ア) 9年9月1日、学園と教組は、アルバム事件その他両者の間に係属した裁判について和解した。

(イ) 学園は、5年1月31日のX 1の常務理事辞任に際し、X 1を昭和63年(不)12号事件、4年(不)4号事件における学園側の補佐人及び代理人から解任する手続きをとっていなかった。本件申立てに伴い、職組は、X 1を職組の代理人として申請し、その一方で、9年11月6日、X 1は、学園の代理人及び補佐人の辞任届を当委員会に提出した。

(ウ) 10年2月25日、学園と教組は、昭和63年(不)12号事件及び4年(不)4号事件に関し和解した。

(2) 契約等に関する規程の変遷

ア(ア) X 1が事務長をしていた昭和63年4月1日、学園は、事務局事務分掌規程を改正し、事務局には庶務課、会計課、管理課の3課がおかれ、管理課は、「各課及び教頭所管に関わる物品・修理・印刷・その他必要なものについての発注・購入等に関すること」を担当することとされた。

(イ) また、学園では、X 1が事務長をしていた当時の元年7月1日従前の規程を廃止して、「物品購入・修理・工事等の実施及び契約に関する規程」(以下「契約規程」という。)を定め、それまで教育部門の現場段階で物品購入していた手続を管理課のみが行う、工事等の入札は管理課が行う、また、「学園の出入り業者の選定は、職員の推薦・管理課の調査に基づく推薦等により選定する。信用度については、推薦者及び業者への聞き取り、その他の方法により管理課において行う。」と定めた。

(ウ) 2年4月1日から3年3月31日までX 1は事務長と管理課長を兼務した。3年10月1日、X 2(5年4月の職組結成以降10年8月の結審時まで職組執行委員長、以下「X 2委員長」という。)は管理課長になった。

(エ) X 1の常務理事就任後の3年10月1日、学園は、「常務理事の決裁事項について」を制定した。この中で「常務理事は、理事会の窓口として、また日常的には理事長の代理として常駐しているので、教育及び行政全般について承知していなければならないことが原則であるが、当面、次の事項については、常務理事の決裁を要するものとする。」とされており、この事項として「予算、決算、補正等、財政に関すること」、「諸規定・内規及び各種基準の新設、改廃に関すること」、「懲戒処分、表彰に関すること」、「教員・職員の採用に

関すること」、「教員・職員に関する人事異動・人事配置に関すること」、「労働組合に関する全ての事項」等が掲げられていた。

イ X 1 が常務理事を辞任した後の7年4月1日、学園は、事務局事務分掌規程及び契約規程を改正した。その主たる内容は、管理課が担当していた工事等の入札の業務は、教育部門に設けられた管理部が担当することとなり、また、物品については上記ア(イ)の改正以前の規程と同様に、教育部門及び事務局各課で購入することとなった。その際、管理課は廃止され、事務局は庶務課、会計課のみとなった。さらに、業者の選定については、「本校への出入り業者は、校長が決定する。」と改正された。

また、同日、X 2 委員長は管理課長の任を解かれ、保健室勤務となった。

(3) 職組の結成と中労委命令の確定

ア 3年4月、事務員のX 3（以下「X 3」という。）は、学園の野球部の監督に任命され、4年4月に再任されたが、5年4月には再任されなかった。当時、X 3は労組に所属していたが、X 3の野球部監督不再任について労組の取組に不満を抱くX 3を含む事務員5名が、5年4月12日労組を脱退して職組を結成した。

イ 5年9月14日、職組は、当委員会にX 3の野球部監督不再任、その他の事項に関する学園の団交拒否の救済を求める不当労働行為救済申立を行い、また、6年2月7日にも団交拒否の救済を求める不当労働行為救済申立を行った（以下「5年（不）8号、6年（不）1号併合事件」という。）。7年12月22日当委員会は、申立事項8項目中①X 3に対する5年4月7日付の野球部監督不再任、②教員と事務員との休暇、勤務時間の取扱い上の差異、③年次有給休暇年度の始終期の変更の3項目について団交を命じる一部救済命令を発した。8年1月9日、学園は中央労働委員会（以下「中労委」という。）に再審査を申し立て、同年11月6日に中労委は、学園の申立てを棄却する命令を発した。学園は、行政訴訟を提起せず、命令は確定した。

3 本件確約書、給料表、機関紙配布及び掲示板供与問題について

(1) 職組のX 1への交渉権限委任と中労委命令の履行に係る団交開催

ア 8年11月21日、職組は、学園の生徒が着用する制服の納入について学園が業者の利益を図っている疑惑があるとして、疑惑の解明及び再発防止等を要求する「要求書」を学園に提出した。また、12月2日職組は、学園が6年6月に行った玄関前工事に談合の疑惑があるとして、その解明及び再発防止を要求する「要求書(2)」を学園に提出した。

イ 8年12月16日、職組と学園の事務折衝で、中労委命令の履行に関する団体交渉を12月24日に行うことが決められた。12月19日、職組は、中労委命令の履行に関する事項及びこれに関連する事項の交渉権限をX 1に委任した旨の書面及び委任状の写しを学園に提出した。

ウ 8年12月24日、学園からY1理事長（以下「Y1理事長」という。）及びY2教頭（以下「Y2教頭」又は「Y2副校長」という。）、職組からX2委員長、X1外2名が出席し、学園会議室において団交が行われた。この団交において、X3の監督不再任について3年分の監督手当相当額を学園は職組に支払うこと、夏休み等の事務員の勤務体制に関する事及び年休の始終期について職組の組合員は従来どおり暦年とすることを内容とする確認書が締結された。また、この団交の中で、職組は、損害賠償を要求し、その話し合いは団交で取り扱うよりもX1とY1理事長の間で話し行うことを提案して、学園もこれに同意した。

(2) Y1・X1会談の開催

ア 9年1月11日、職組からX1、学園からY1理事長、Y2教頭が出席し、北九州市小倉北区の『小倉飯店』において第1回Y1・X1会談が行われた。1月23日X1は、以下の文書を会談記録としてX1宅を訪れたY2教頭に手渡した。

会談記録

平成9年1月11日11時から14時30分まで、小倉飯店に於いて、Y1理事長、Y2校長代行と職組の交渉権受任者であるX1氏が学園の疑惑問題と再発防止問題及び、その他の問題について話し合いをした結果、次のとおり合意したので、記録として残す。

1. 学園は、職組から疑惑と指摘されるような問題を再び起こさないため、法と秩序に基づいた学園経営・学校運営を徹底して行うことで合意した。
2. 学園は、平成7年4月1日に教育部門に創設した管理部を廃止し、入札事務及び、物品購入事務（但し、金額を決めて一部教科での購入を過渡的経過措置として認める）を行政部門（事務員の業務）に平成9年4月1日付で移す。  
庶務課で担当するか、管理課を作るかは検討する。
3. 学園は、平成7年4月1日に変更した「物品購入・修理・工事等の実施及び契約に関する規程」は変更前の規程の趣旨（業者の推薦は役員及び職員の推薦によるものとする）に平成9年4月1日付で戻し、誰がみても談合や疑惑の余地のないものにする。
4. 学園は、平成7年4月1日に一方的に事務分掌規程を変更し、会計課長の職を非組合員の職としたが、これを変更前の事務分掌規程の趣旨の規程に平成9年4月1日付けで戻す。
5. 学園は、平成7年4月1日、管理課を潰し職組のX2委員長を9年間も事務員がいなかった保健室に追いやったのは、職組の地労委提訴と玄関前工事談合疑惑指摘に対する報復的懲戒処分であるので、断じて許されない。従って学園は、平成9年4月1日付けでX2委員長を事務室課長職に戻すようにする。

6. Y2 教頭の空出張問題については、Y2 教頭が自発的に理事会に懲戒処分の申し出を行い、戒告処分とし、どこからもクレームのつかない状態を作る。処分の発表はしない。
7. 職組の中労委・地労委問題の損害賠償については200万円とし、X3 の実害補償36万円との計236万円を1 月中に学園は組合に支払うこととする。
8. 組合は疑惑問題については全項目を学園が実施することを表明したことを踏まえ、団交を申し込まないこととする。
9. 学園と職組の不正常な関係は本日で解消し、信頼関係を回復したことを会談者全員で確認した。職組については、職組の交渉権受任者であるX1 氏が全責任を持つ。

イ 9年3月15日、職組と学園は、8年度賃金について協定書を締結した。この賃金交渉には、X1 は出席しなかった。

ウ 9年4月3日、職組は、第1回Y1・X1 会談で4月1日までに学園が履行しなければならない事項が履行されていないとして、第2回目の会談を申し入れ、4月10日、職組からX1、学園からY1 理事長が出席し、『小倉飯店』において第2回Y1・X1 会談が行われた。4月16日X2 委員長は、X1 作成の以下の文書を会談記録として学園理事長室でY1 理事長に手渡した。

#### 第2回目Y1 理事長とX1 氏との会談記録

平成9年4月10日11時30分から14時50分まで、小倉飯店に於いて、Y1 理事長と職組の交渉権受任者であるX1 氏の2人が、平成9年1月11日に行った第1回目の会談即ち、学園の疑惑問題と再発防止問題及び、その他の諸問題の9項目（第1回の会談記録に記載されているもの）について合意に達したものについて、Y1 理事長が約束通りに実施していない5つの項目（1・2・3・4・6項目）について第2回目の話し合いを行い、次の通り合意したので、記録として残す。

1. (1) Y3 事務長の職種を教員とすることは、学校教育法施行規則違反である。
- (2) 財産管理、工事・修繕の入札、等の事務を教務で行うことも違法行為である。
- (3) 管理を教務におき、事務長を教務主任とし、事務員と教員を兼務することも違法行為である。

以上のことについてX1 氏が法律条文を明示し、指摘し、平成9年1月11日の第1回会談で合意した「法と秩序」が守られていない事実を踏まえ、Y1 理事長は、今後法と秩序に基づいた学園経営・学校運営を徹底して行うことを再確認した。

2. 学園は、第1回目の会談で合意した2項目目、{学園は、平成7年4月1日に教育部門に創設した管理部を廃止し、入札事務及び物

品購人事務（但し、金額を決めて一部教科での購入を過渡的経過措置として認める）を行政部門（事務員の業務）に平成9年4月1日付で移す。庶務課で担当するか、管理課を作るかは検討する。}の項目及び第3項目目、{学園は、平成7年4月1日に変更した「物品購入・修理・工事等の実施及び契約に関する規程」は変更前の規程の趣旨（業者の推薦は役員及び職員の推薦によるものとする）に平成9年4月1日付で戻し、誰がみても談合や疑惑の余地のないものにする。}

の項目が約束通り実施されていないことを認め、今後実施することを再度約束した。内容的には、管理業務を教務部門から行政部門（事務室）に移すとともに、「物品購入・修理・工事等の実施及び契約に関する規程」を改正前の規程の趣旨に戻し、職員誰でもが業者を推薦できるものとし、あらゆる入札・修結・購入がガラス張りで行われ、疑惑を抱かれる余地のないものとする。但し物品購入については経過措置として5万円～10万円以内程度の金額を定め教育部門での購入を当面認めることとする。以上の趣旨に基づいた「物品購入・修理・工事等の実施及び契約に関する規程」の具体的な改正案を作り、平成9年4月30日までに、この(案)の検討会をX1氏とともに行うことを確認した。検討会の場所時間は理事長がX1氏に連絡する。

3. 学園は、第1回目の会談で合意した4項目目、{学園は、平成7年4月1日に一方的に事務分掌規程を変更し、会計課長の職を非組合員の職としたが、これを変更前の事務分掌規程の趣旨の規程に平成9年4月1日付で戻す。}

の項目が実行されていないことを確認し、平成9年4月30日までに以前の事務分掌規程に変更し、X4に非組合員辞令の撤回の辞令を交付すること約束した。

4. 学園は、第1回目の会談で合意した6項目目、{Y2教頭の空出張問題については、Y2教頭が自発的に理事会に懲戒処分の申し出を行い、戒告処分とし、どこからもクレームの付かない状態を作る。処分の発表はしない。}

の項目が実行されていないことを確認し、次回理事会で戒告処分を行うことを約束した。

エ 9年5月7日、X1は、第2回会談での合意事項が履行されていないとして、契約規程の改正案を示すようY1理事長に電話で申し入れたところ、5月13日までに話し合いの日時をY1理事長が連絡することになった。5月14日Y1理事長は、電話でX1に会談の申し入れをしたが、X1はY1理事長がこれまで約束を違えてきたことを理由と

して、職組と団体交渉を行うよう申し入れた。5月15日職組は、8年11月21日付け及び12月2日付け要求書に係る団体交渉を申し入れ、他方Y2副校長は、職組にY1・X1会談の開催を申し入れ、折衝の結果、5月16日にY1理事長とX1が会談することとなり、団交は開催されないこととなったが、その際Y2副校長は、職組が作成した下記の確認書を差し入れた。

九州工業高等学校職員組合  
執行委員長 X2殿

学校法人九州工業学園  
理事長 Y1

確認書

第一回会議 平成9年1月11日  
第二回会議 平成9年4月10日

上記二回の会談に於いて、話し合いされた事項は、必ず守り実現することを約束致します。又、今後とも約束したことについても、必ず守り実現することを約束致します。

平成9年5月15日  
九州工業高等学校  
副校長 Y2 私印  
九州工業高等学校職員組合  
執行委員長 X2 私印

オ 9年5月16日、学園からY1理事長、Y2副校長、組合からX1が出席して北九州市小倉北区の『紫川』で第3回目のY1・X1会談が行われた。会談冒頭、Y1理事長はX1が用意したX2委員長あての下記の確約書に署名した。

9年5月19日学園は、理事長公印を押印した上記確約書と同一の確約書を職組に差し入れた。

平成9年5月15日

九州工業高等学校職員組合執行委員長 X2殿

学校法人九州工業学園理事長 Y1

確約書

1. 平成9年1月11日及び同年4月10日の2回にわたり学校法人九州工業学園理事長Y1と、九州工業高等学校職員組合の交渉権受任者であるX1とが、学園の疑惑問題と再発防止問題及びその他の諸問題について会談し（この会談記録は双方が記録として所持）合意に達していたが、Y1理事長がこの合意事項を履行しなかったことについて深くお詫びするとともに、合意された事項は必ず守り、実現することを確約します。

又、今後については、約束したことは必ず守り実現することを誓



います。

カ 9年5月20日職組は、第3回会談の結果として確約書を作成し学園に提出した。5月27日学園は、この確約書に理事長公印を押印して職組に提出した（以下「本件確約書」という。）。本件確約書は下記のとおりである。なお、本件確約書中1の別紙確約書とは、上記オの確約書のことであり、5のX2課長とは、X2委員長のことである。

平成9年5月16日

九州工業高等学校職員組合 執行委員長 X2殿

学校法人 九州工業学園理事長 Y1

確約書

平成9年5月16日11時20分から13時40分まで、小倉北区「紫川」に於いて、Y1理事長・Y2副校長と、職組の交渉権受任者であるX1氏の3人が、平成9年1月11日に行った第1回会談及び同年4月の第2回会談即ち、学園の疑惑問題と再発防止問題及び、その他の諸問題の9項目（第1回会談記録、第2回会談記録に記載されているもの）の合意に達したもののうち、Y1理事長が約束を履行していないものについて第3回目の会談が行われ、Y1理事長は下記の通り確約した。

記

1. 現在まで3回に亘って、約束事項を履行していないY1理事長に対し、X1氏から、今後約束を守るのか、どうかの確認が行われ、Y1理事長は今後は約束を必ず守るとの、別紙確約書を組合に提出した。
2. 会計課長を労組法第2条第1号に該当する職員としたことを取り消す辞令は、平成9年5月15日にX4会計課長に交付したと思うが、若し、交付していないときは、同年同月17日までに交付する。
3. 事務分掌規程は昭和63年4月1日時点の規程に平成9年5月末日迄に戻すことを理事長が確約した。
4. 学園は、第1回目の会談で合意した2項目の「学園は平成7年4月1日に教育部門に創設した管理部を廃止し、入札事務及び、物品購入事務を行政部門（事務職員の業務）に移す」件については、平成9年度の2学期から事務室業務に完全移行することを理事長が確約した。

学園は、平成7年4月1日に変更した「物品購入・修理・工事等の実施及び契約に関する規程」は変更前の原議規程に戻し、誰がみても談合や疑惑の余地のないものにする事を理事長が確約した。

但し、1～2年間の経過措置として消耗品購入に限り、1件5万円以内の金額については教科部門での購入を当面認めることとする。

なお、本年度予算での入札業務が2学期までに発生した場合は規程変更が実施された後、新規程で行うこととすることを理事長が確約した。

5. 制服納入問題については、X 1 氏から今年度から競争入札で、納入業者を決定するようにとの申し入れがあったが、玉屋と3年契約をしている関係から、それが出来ないとの申し出が学園からあり、それなら玉屋への納入業者として学園が指定しているA社の指定を外せば、保護者負担が安くなる筈とX 1 氏から話があり、A社の指定はすぐに外すことができますと学園が答え、次の通り合意した。  
◆学園が玉屋に制服納入業者として指定しているA社については直ちに指定を取り消す。その上で玉屋と来年度制服納入について同等品の納入と価格の引き下げ交渉を行う。この交渉にはY 2 副校長とX 2 課長が同席のもと共同して行う。
6. 学園は第1回会談で合意した6項目の、Y 2 教頭の空出張問題については、次回理事会でY 2 副校長が自発的に理事会に懲戒処分の申し出を行い、戒告処分を行うことを理事長が確約した。
7. Y 1 理事長の通勤旅費が毎月2万円程度、取り過ぎになっている事実についてX 1 氏が指摘した。Y 1 理事長もこのことは自覚していた。取り過ぎ分について計算のうえ、速やかに会計課に返戻するよう、X 1 氏が申し入れ、理事長も返戻を約束した。  
経営者として恥ずかしいことであり、労働組合が税務署に通知をすれば、所得税違反に問われることになるので、そのようなことにならないようにと、X 1 氏が申し添えた。

(3) 職組の本件確約書履行要求及びX 1 の職組加入

ア 9年7月28日職組は、本件確約書のうち3、4、6、7項目の履行状況を知らせることを要求する申入書を学園に提出した。8月10日、学園は、①各種規程の変更は幹部会等で検討し、職員会議で公表する、②Y 2 副校長の懲戒処分は、直接利害関係を有しない職組にその内容を提示することは適切でない、③通勤費の問題は、職組に提示する必要がないとする内容の回答書を職組に提出した。8月13日、職組は、再度履行状況の回答を求め、誠意ある回答がない場合は団交を申し入れる旨記載した申入書を学園に提出した。8月20日学園は、下記の内容の回答書を職組に提出した。

貴職組の「申し入れ書」に係る平成9年1月11日、同年4月10日、同年5月16日に、正規の団体交渉が開かれ、労働協約が締結されたかどうかについて、事実の経過、当事者適格、『約束事項』が労使の交渉事項となるか等、法的にも幾多の問題があります。また、それらは、貴職組組合員の労働条件といささかの関連性も有しません。したがって、この「約束事項」の履行を求める「申し入れ書」については、本来回答する必要もないと考えられます。

しかしながら、この点は一旦措いて、3点につき8月10日付文書にて回答したところですが、重ねて次のとおり回答します。

- (1) 貴職組が「約束事項」として挙げられる「事務分掌規程」や「物品購入規程」等は、学園側の人事権・経営権に属するものとして、学園側が検討し、職員会議等に諮って主体的に決定します。
- (2) Y2副校長処分問題は、二重処分という法的にも重大な問題がありますが、そもそもこの問題は、学園が人事権に基づき措置すべき事柄です。
- (3) 理事長通勤旅費問題も貴職組とは前提事実の認識を全く異にし、また貴職組と交渉する事項でもありません。

イ 9年8月25日X1は職組に加入した。

8月28日、職組は本件確約書の履行状況について職組と話し合うよう申し入れる文書を学園に提出した。

(4) 契約規程等の改正

9年9月1日、学園は事務分掌規程及び契約規程を改正した。これにより、管理部が廃止され、事務局に新たに管財課が設けられ、入札等を行うよう分掌が整理された。また、5万円以上の物品の購入については、管財課で行う、5万円未満の物品の購入については、教育部門及び事務局各課で行うこととされたものの、契約規程のうち出入り業者の選定は校長が決定するという規程は7年4月1日改正のまま残された。

(5) 本件確約書問題の団交申し入れと団交拒否

9年9月2日、職組は、後記(6)の給料表の適用問題について団交を申し入れるとともにX1の職組への加入を学園に通知した。9月3日、X1宅で、X1、X2委員長とY2副校長が会談し、X1は、確約書の不履行問題についてY1理事長と会談したい旨Y2副校長に申し入れた。

9月6日、Y2副校長はX2委員長に「Y1理事長から職組との会談はしない」旨の電話があったことを伝えた。

9月8日、職組は、本件確約書の履行問題及び後記(6)の給料表の問題を議題とする団交を申し入れた。9月9日、9月10日、Y2副校長は給料表の団交には9月11日に応ずるものの、本件確約書に係る団体交渉については応じない旨回答した。

(6) 新給料の導入

9年9月1日、学園は、教員であるX5（以下「X5」という。）を同日付で事務員に異動させ、事務員給料表に「甲表」を新たに設け、従来の事務員の給料表を「乙表」とし、甲表を同教諭に適用した。

「甲表」は、教員給料と同一内容であり、乙表は従来の事務員給料表と変更はなかった。X5の年齢の52歳をとると甲表では474,400円、乙表では396,600円であり、7万7千円余の開きがある。

また、学園の事務員は、管理職である事務長及び管財課長であるX5を除き9名で、そのうち3人が職組に所属し、そのほか教組、労組に所属する事務員もいる。X5は労組に所属していた。

(7) 給料表に係る団交開催

ア 9月11日、職組からX2委員長、X1外2名、学園からY4校長（以下「Y4校長」という。）、Y2副校長外2名が出席して給料表に関する団交が行われた。

団交冒頭、Y4校長は、かつて常務理事をして学園の中核にあった者が労働組合に加入しているとはどういうことかとX1の職組への加入について質問した。これに対しX1は、組合員の範囲は労働組合自身が決めることで答える必要はない旨答えた。また、Y4校長は、常務理事で理事長をサポートした者が学園に混乱をもたらすつもりであるのか重ねて説明を求めたが、X1は、理事長をサポートしようと思っているが、理事長が断っているから今はしていない旨述べた。さらに、Y4校長は、常務理事をした者の労働組合への加入は常識に反する旨述べたが、X1は、校長の常識と自分の常識は違う旨述べた。

団交議題である給料表について学園は、教諭として採用したX5を学園の都合で事務員に異動させること、現在の教員としてのX5の給料と事務員の給料表の最高額である60歳の額とを比較しても後者の方が6万円低いこと、X5の給料を下げることはできないこと、教員の給料表と同一の甲表という体系を導入することを説明した。

これに対し職組は、職組と話し合わないで甲表を導入したとして、これを白紙撤回することを要求した。学園は、現実に職組に不利になる内容でもないとして、白紙に戻すことはできない旨回答したが、職組は、白紙撤回を重ねて要求したため、学園は検討を約し、その結果を9月16日までに回答することとなった。

イ 9月16日、Y2副校長は、X2委員長に給料表の白紙撤回はしない旨回答したのに対して、X2委員長は、重ねて白紙撤回をするか又は事務員全員に甲表を適用することを要求した。

(8) 職組の本件確約書に係る申立て

9年9月24日、職組は本件確約書の履行及び団交開催を求めて不当労働行為救済申立てを行った（以下「9年（不）11号事件」という。）。

(9) 職組の団交開催要求に対する学園の回答

ア 9年9月27日、学園は、文書で次の内容の回答乃至申入れをした。

(ア) 職組の9年8月28日付け及び同年9月8日付けの本件確約書に係る団交申入書に対して、学園は、上記申入書で職組が求める本件確約書の履行が職組組合員の労働条件と現実かつ直接的にどう関連するか明らかでなく、団交議題が不明確であるので、団交事項を具体的に特定することを求め、また、本件確約書は、X1とY1理事長の個人的会談に基づくもので、団体交渉の結果労働協約として締結されたものではないこと。

(イ) 学園は、X1がかつて経営側の実質的トップを占めており、かつ教組から不当労働行為の実行行為者として指弾された経緯があるため、他の労働組合も疑心暗鬼となっているので、X1を職組に加入

させた事情を説明するよう求め、今後の団交メンバーを学園在籍者で、組合役員2名以内とすること。

(ウ) 給料表の問題について、学園は、職組組合員の賃金体系を甲表に移行せよという要求は過大かつ不相当なものであること、今回の改編がX5の現行給料を保障するためのものであること、職組組合員の労働条件に変更を与えないものであること、したがって白紙撤回要求に応じられないこと。

イ 9年9月29日、職組は、本件確約書についてはこれまでの3回の申入書を読めばどの事項の履行をどのように求めるかわかること、労働条件との関係については地労委において主張されたいこと、学園の団交ルールの中入れについて団交の出席者は組合が自主的に決めることであるから同意できないことを回答する文書を学園に提出した。

(10) Y4校長の機関紙配布禁止発言

ア 9年10月2日、職組は、9月24日に9年(不)11号事件を申し立てたことを掲載した機関紙を全職員の机の上に配布した。この機関紙には、「談合疑惑」、「制服納入疑惑」等記載されていた。

10月9日、Y4校長は、朝の定例職員集会において、職員室には生徒も出入りし、組合情宣紙が生徒の目に触れるため、組合情宣紙等を机の上に置いたまま放置しないよう述べ、できれば組合も机上配布を慎んでもらいたい旨発言した。

10月13日早朝、職組は、「地労委に救済申立をするまでの経過の概要」を記載した機関紙を全職員の机の上に配布した。この機関紙には5月15日付けの確約書(前記認定事実3(2)オ)が掲載されており、見出しには「談合疑惑再発防止」等記載されていた。

10月13日、Y4校長は、朝の定例集会で組合機関紙の机上配布を禁止するとして、掲示板を利用するよう述べた。

イ 9年10月15日、職組は、上記10月9日及び13日のY4校長の発言の取り消しと、現実に使用している掲示板がなかったため掲示板の所在の明示を求める申入書を学園に提出した。

なお、学園の就業規則第26条は、「学園の敷地・施設内で校長の許可なく、集会、ビラ配布、演説、呼びかけ等行ってはならない。」と定めているが、アルバム事件以降教組は、学園の許可を得ることなく、機関紙を全職員の机の上に配布しており、他の労組、職組も同様であった。

ウ 9年10月13日のY4校長の発言後、職組は機関紙を配布していない。他方、その後、教組は、2回ほど全職員の机上に配布することがあった。労組は、機関紙を封筒に入れて配布している。

(11) 給料表、機関紙配布及び掲示板供与問題に関する団交拒否

ア 9年10月17日、職組は、事務員の給料表問題及び職種変更の基準を議題とする団交を申し入れ、その際10月1日にX1を執行委員に選出

したことをY2副校長に告げた。10月22日、職組は、機関紙配布禁止問題及び組合掲示板の設置を議題とする団交を申し入れた。10月17日付けの団交申し入れに関し事務折衝が行われ、Y2副校長はX2委員長に次の内容の「団交ルールの設定について（申入れ）」文書を手交し、団交ルール設定に係る協議を申し入れた。

(ア) 交渉人員を学園在籍者で組合役員2名以内とすること。

(イ) 交渉事項を職組組合員の労働条件に直接的関連のある事項とし事前に文書により交渉事項を申し入れること。

(ウ) 交渉日を事前に事務折衝して設定すること。

イ 9年10月24日、学園の団交ルール設定の申し入れに対し、職組は、文書で、交渉要員を学園在籍者とするとの申し入れについては、組合の団結権の基本問題に係わる問題であるため拒否する旨及び交渉委員の人数、交渉事項、交渉日の設定については協議に応じてよいが、交渉人員は労使各4名とする旨を回答した。併せて、職組は給料表問題、職種変更の基準、機関紙の配布禁止及び組合掲示板の設置を議題として、交渉人員を労使各4名とする団交を申し入れた。

ウ 9年10月29日学園は、文書で次の趣旨の回答乃至申し入れをした。

(ア) 給料表、職種変更の基準については、職組が白紙撤回を主張している限り議論は平行線で妥協する余地がない。また、今回の給料表の変更はX5の現行給料の保障という労組の要求をいれ個別救済を目的としたものであり、このことは既に団交で説明している。従って職組の組合員の労働条件に現実的かつ具体的に影響をもたらさない本議題について団交を要求するなら義務的団交事項であることを示されたい。

(イ) 組合機関紙の机上配布は就業規則で禁止された活動であり、掲示板の便宜供与は、組合活動のルール化の問題として処理したい。

(ウ) X1がかつて学園の実質的権限を有し、教組との関係で不当労働行為の責任を追求されたことを考えると、職組の組合員になったことは不可解であり、かつ、団交申し入れの交渉事項が職組組合員の労働条件に直接かつ現実的な関連性がないため純粋に労使間の問題と捉えることができない。従って、X1が執行委員となり交渉メンバーとならなければならない理由を職組三役が事前折衝で学園に説明するよう求める。

エ 9年11月1日職組は、学園の上記申し入れ乃至回答に対し次の内容の文書を提出した。

(ア) 甲表の導入は給与体系の変更であり、また、職種変更の基準が明確でなく、従って、両問題は義務的団交事項である。

(イ) 職組が不当労働行為申立を行ったことを機関紙に掲載した直後にY4校長が機関紙配布を禁止したので、これは地労委提訴に対する報復的措置である。機関紙配布は学園に労働組合が結成された昭和

30年代から40年間禁止されたことがなく組合の権利であるため、配布禁止は義務的団交事項である。また、掲示板の設置についても、その設置場所や大きさなどは、義務的団交事項である。

(ウ) 交渉要員を学園在籍者とするとの学園の申し入れは、X 1 を指すものであって、X 1 の組合加入、執行委員選出はX 1 と労働組合が決めることで、学園に報告する義務はない。この団交ルール設定申し入れは、学園が職組の運営に支配介入することにほかならない。

オ 9年11月4日、学園は、3つの労働組合に対して掲示板供与を申し入れた。その際X 2 委員長は、Y 2 副校長に口頭で掲示板についての団交を申し入れたが、Y 2 副校長は学園在籍者以外が出席する団交は拒否するとして団交を拒否した。

(12) 給料表、機関紙配布及び掲示板供与問題に係る救済申立て

9年11月6日職組は、給料表、組合機関紙配布禁止及び掲示板供与問題について不当労働行為救済を申し立てた（以下「9年（不）14号事件」という。）。

(13) 学園の給料表改正の撤回

ア 9年12月24日、Y 2 副校長は、X 2 委員長に事務員給料表の甲表導入を撤回し、X 5 を教員に戻す旨述べたところ、X 2 委員長は文書の交付を求めた。10年1月14日、学園は下記の文書を交付した。

事務職員給料表「甲表」の取り扱いについて

X 5 教諭に対する平成9年9月1日付事務職員任用替えの辞令を「九州工業高等学校教諭に任用替えする。管財課長にあてる。給与は教諭給料表による。」との辞令に遡及して発令しました。

これにより、X 5 教諭に対し、従前どおり「教諭給料表」を適用することになりますので、事務職給料表のうち、既に提示した「甲表」「乙表」の区別は当面不要となり、「九州工業高等学校給与規定」第5条の規定の改正は見送ります。

10年1月16日X 2 委員長は、口頭で、上記「甲表」の取扱いに係る団交を申し入れたが、Y 2 副校長は学園在籍者以外の者が出席する団交は拒否するとして団交を拒否した。

イ 10年1月31日学園は、職組に対し、機関紙の配布について職員室等での机上配付ではなく、手渡しによる配付を要請するとともに掲示板について一定の条件を付して供与したい旨文書で申し入れた。

(14) 9年（不）14号事件の変更申立て

10年2月2日職組は、前記第1（申立人の請求する救済内容）の3、4及び7のように変更申立てを行った。

### 第3 判断及び法律上の根拠

#### 1 本件確約書問題について

(1) 申立人の主張

学園が、労働協約である本件確約書を履行せず、また、職組組合員の

労働条件と関わりのある本件確約書に関する団交を拒否していることは、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号、3号の不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

本件確約書の約束事項は契約規程を元に戻すことを除いてほとんど履行している。

3回にわたるY1・X1会談は、団交ではなく個人的な会談であり、本件確約書は労働協約ではない。本件確約書は、職組がX1を通じて要望を述べたというにとどまり、その履行は学園の裁量に委ねられており、学園を法的に拘束するものではない。

また、本件確約書は、職組組合員の労働条件との関連性は全くないから、その履行状況、具体的には契約規程の復元を求める団交要求は、義務的団交事項ではない。

(3) 当委員会の判断

学園が、Y1・X1会談で締結された本件確約書のうち、契約規程を元に戻すとの項目を履行していないこと及びこれに関する団交申入れに応じていないことは、前記第2認定事実3(5)のとおりである。

Y1理事長とX1との間で3回にわたり開かれた会談（前記第2認定事実3(2)）は、そもそも中労委命令の確定後に職組が要求した損害賠償について話し合おうとして持たれたものであるところ、9年1月11日の第1回会談で損害賠償として236万円を支払うことのほかに、学園の経営事項に属することがX1から持ち出され、5月16日付で本件確約書として書面化されるに至っている。即ち、本件確約書において学園は、X1が事務長あるいは常務理事在任中の契約規程に戻すこと、副校長を懲戒処分すること及び理事長の通勤費の取り過ぎ分を返還すること等を確約する内容となっており、これは、X1の要求のほとんどを承諾するものとなっている。これに加えて、本件確約書では、制服納入の価格交渉をX2委員長とY2副校長が共同して行う、あるいは、第2回会談の記録では、契約規程の改正法案の検討をX1とともに行うという項目にみられるように、学園の経営事項にX1及び職組が直接関わるものとなっている。さらに、理事長の通勤費の問題についてはその是非はともかく、「税務署に通知をすれば所得税違反に問われる」等威迫的ともとれる言辭が用いられている。

また、片務的内容である本件確約書については、それまで労使が協議を重ね、談歩と合意を積み上げてきた交渉の事実はなく、第1回会談でX1から持ち出され、ほぼ最初の会談で主たる内容が決定されている。このように本件確約書の内容及びその締結の経緯は極めて不自然なものといわざるを得ない。

契約規程と労働条件との関わりについて、職組は、契約規程を元に戻さないと談合の温床になり、学園のイメージ、信用評価の下落につなが



り、入学生が減少し、入学生が減少すると組合員の職場が縮小すること及び談合により学園財政が逼迫し、賃金その他の労働条件を圧迫することから本件確約書の約束事項は労働条件と関わりがある旨主張する。しかし、この主張は、一つ一つの仮定の間が必然的に結びつくものではなく、そうである以上、契約規程を戻すことが職組の組合員の労働条件乃至組合活動に直接関係があるとは認めがたい。

また、職組は、9年5月15日付のY2副校長及びX2委員長兩名が記名押印した確認書（前記第2認定事実3(2)エ）により補完された本件確約書は労働協約である旨主張する。しかし、これについても、9年5月15日付の確認書は、その形式及び内容からみて、本件確約書を補完するものとはいえず、かつ、本件確約書は、学園理事長の公印が押印してあるものの、学園から職組委員長あてに出された形式の文書であって、労組法14条の要式性を欠くばかりか、上述のとおり、その内容からみて、被申立人を法的に拘束するものであるかは疑問がある。

したがって、学園が本件確約書を履行しなかったとしても、職組の組合員の労働条件あるいは職組の組合活動に影響を来すものではなく、また、確約書の履行に関する事項は、義務的団交事項に当たるものではない。上述のとおり、本件確約書の内容及びその締結の経緯に照らせば、学園が本件確認書を履行しなかったこと及びこれに関する団交に応じなかったことが、労組法7条2号、3号の不当労働行為であるとは認められない。

## 2 給料表適用問題について

### (1) 申立人の主張

同じ事務員の仕事をしながら労組の組合員である者に教員の給料表を適用することは申立人組合員に対する不利益取扱いであり、労組育成を目的とした職組に対する支配介入である。

また、教員を事務の仕事に専任させることは、実質的な職種変更である。職種変更は、事務員全員に関わる労働条件の問題であり、義務的団交事項であるが、学園は、職組の団交申入れに対し、X1が参加する団交には応じられないとして団交を拒否した。

### (2) 被申立人の主張

X5は労組に属しているのであって、X5の労働条件の変更の問題は、申立人組合員に関するものではなく、被救済利益がない。

また、学園は、教諭職から事務職への職種変更を撤回しており、甲表の導入も撤回しているから、今後労使問題になり得ず（団交の余地はない）、救済利益がない。さらに、学園は、X1の交渉参加の再考を求め、団交ルール設定を申し入れているが、申立人が応じていないだけである。

### (3) 当委員会の判断

ア 学園は、教員から事務員に異動を命じたX5の給料に事務員の給料表を適用せず、教員の給料表を適用したが、これによりX5と同年齢

の事務員の給料表と比較すれば、7万7千円余高い給料が支給されることになる。しかし、X5に対する教員給料表の適用は、学園の判断によりX5を教員から事務員に異動を命じたことから、それまでの同人の給料を保障するためにとられた措置であり、また、学園にはX5の外に事務員は9名おり、職組組合員の他に教祖、労組組合員がいるが、X5を除いた他の事務員に教員給料表が適用されたものではない。

よって、学園がX5に教員の給料表を適用したことは、X5への個別的な人事上の措置であることは明らかであり、その外に不当労働行為意思の認められない本件申立てについて、これが職組組合員に対する不利益取扱い及び職組への支配介入にあたるものとの職組の主張は失当である。

イ 職組が10年1月16日に口頭で申し入れた団交（前記第2認定事実3(13)）は、同月14日に学園が文書で通知した給料表改正見送り及びX5への教員給料表適用についての団交申入れと解される。

X5の給料の取扱いについて開かれた9年9月11日の団交において、学園は、前記第2認定事実3(7)のとおり、事務員の給料表を甲表、乙表に分け、X5に甲表を適用する理由として、学園の判断で異動を命ずることからそれまでの同人の給料を保障する必要があること、職組組合員に不利になる内容でないことなどを説明した。これに対し、職組は、事前に職組に協議がなかったとして、甲表導入の白紙撤回のみを求めた。次いで同月16日の事務折衝において、Y2副校長は職組要求の白紙撤回はできない旨回答している。

以上の経緯に照らせば、学園が行った事務員給料表の甲乙分別の改正の趣旨は、事務職に異動したX5について教員の給料を保障するというものであり、翌年1月14日に通知した給料表改正見送り、X5への教員給料表適用も、結局はX5に対する教員給料の保障という同一の目的及び内容であることは明らかである。一方、これに対する職組の上記10年1月16日の団交申入れも、X5のみが教員給料表を適用されることを問題とするものとみられ、実質的には9年9月11日の団交事項と同様のものではあったといえることができる。

したがって、9年9月11日の団交において、既に学園が、X5の異動の理由及び給料水準を保障する理由について説明しており、加えて職組組合員に、直接かつ具体的な労組法7条1号に当たる不利益もないことをも考慮すれば、10年1月16日の職組の団交申し入れについて、これ以上に説明乃至協議する必要はないものといわなければならない。

さらに附言するに、10年1月16日の団交申し入れに対し、X1の団交出席を理由として学園が団交に応じていないことについて、相当な理由があることは、後記判断3(2)と同様である。

以上のとおり、学園がこの申し入れを拒否したことは労組法7条2号該当の不当労働行為とはいえない。

### 3 機関紙配布及び掲示板供与問題について

#### (1) 支配介入

##### ア 申立人の主張

学園の3つの労働組合の組合機関紙は、教組が結成されて以来34年間許可を得ることなく配布されており、また、いずれの組合も全ての職員に配布している。これは労使慣行であり、当事者がこれを破棄するためには相手方にその理由を示してルール変更のための手続きを踏まねばならず、被申立人がこのような手続きを踏まずに慣行破棄を行うことは支配介入に当たる。

申立人が9年(不)11号事件を申し立てたことを記載した機関紙を配布した直後にY4校長が禁止発言をしたので、機関紙配布禁止は、地労委提訴に対する報復がその目的である。

##### イ 被申立人の主張

学園においては、組合機関紙を全職員の机上に配布するなどの組合活動は就業規則で禁止されている。9年9月に教組と和解し、労使関係の正常化を目指している学園が、就業規則に沿った適法な組合活動を求めることは当然である。

ビラ配布につき、一律に禁止したものではなく、職員室・事務室には生徒が頻繁に出入りするので、生徒の目に触れることのないよう配慮を求め、直接組合員への手渡しを求めているものである。

##### ウ 当委員会の判断

前記第2認定事実3(10)アのとおり、9年10月9日、同月13日Y4校長は、組合機関紙を職員の机上に配布することを禁止する旨発言した。職組は、これが労組法7条3号の支配介入に当たると主張する。

しかし、職組が10月2日机上配布したビラには、「談合疑惑」あるいは「制服納入疑惑」との記事が、同じく10月13日のビラにも、「談合疑惑再発防止」との記事あるいは9年5月15日付の確約書(前記第2認定事実3(2)オ)の写しが載せられており、これが職員室に出入りする生徒の目に触れることは避けがたく、教育上好ましくないとの配慮から学園が机上配布を禁止したことは首肯できることである。

また、ビラ配布について、学園は、就業規則において許可制をとっているが、従前から教組、労組、職組の3組合が許可を得ることなくビラを配布してきたことにつき、学園がいわば黙認してきたものと一応認められる。しかし、学園の本件禁止の態様は、配布された機関紙を強制的に撤去したり、懲戒処分をほのめかし配布を制限したりするものではなく、机上配布に限って禁止し、手渡しによる配布を要請しているのにすぎないのであって、さらに、この机上配布禁止は、職組のみならず他の2組合に対しても向けられたものであることも考慮すれば、これをして支配介入行為に当たるとはいえない。

#### (2) 団交拒否

ア 申立人の主張

学園は、学園在籍者以外のものが参加する団交には応じられないとして団交を拒否した。労働組合の構成及び役員（交渉委員）選出は、労働組合が自主的に決めるもので、誰からも干渉されない。

イ 被申立人の主張

学園は、X1が職組の組合員（役員）になり、団交メンバーとなって交渉参加を要求することは、今後の学園運営にとって混乱をもたらすことからX1の交渉参加につき、その再考を求め、かつ正常な労使関係、団交ルール設定のための協議、交渉を申し入れているが、申立人がこれに応じていないだけである。

X1は、かつて常務理事という地位において学園の実質的経営を担っており、その任務は、被申立人学園の人事経営に及んだことは言うまでもなく、労働組合との関係でも「使用者」の地位にあり、特に教組と対立し、組合役員への懲戒処分や団交拒否など不当労働行為事件を頻発させ、当地労委では、学園の責任者として代理人等の職務に従事した。また、X1は常務理事退任直後から労組から職組が分裂・結成することに関与した。この経過から申立人組合は、X1の関与につきこれが職組の組合活動とどう関連するかなど一応の釈明をするべきであり、単に組合自治の範囲内というような抽象的な議論から踏み出して真摯に釈明すべきである。

また、確約書の問題では、かつての管理課主導の入札体制に戻すことが、申立人、背後のX1のねらいで、給料表の問題でも、甲表の白紙撤回か、申立人組合員を全て教員と同等の給料表に移行させようという過大かつ理不尽な要求を掲げており、団体交渉そのものよりも、学園の経営秩序の混乱を企図する不当な目的を有している。

さらに、X1は、事務長、常務理事として長年Y1理事長と一諸に仕事をしてきたという個人的関係を逆用するなど背信性が見られ、団交当事者にふさわしくない。

申立人は、団体交渉に名をかりて、X1に発言の場、それは、被申立人学園の経営に対する介入の口実を与えることであるが、その場の確保に腐心している。

ウ 当委員会の判断

職組は、学園は機関紙配布及び掲示板供与問題を議題とする団交を学園在籍者以外の者が出席する団交には応じられないとして拒否してはならないとの救済を求めている。一般的には労働組合が使用者と雇用関係にない者を交渉担当者として団交を申し入れた場合においても、使用者がその交渉担当者との間に雇用関係がないことのみを理由に団交を拒否することは、不当労働行為として許されないものというべきである。しかし、本件において学園が機関紙配布及び掲不板供与問題の団交申入れを拒否したのは、専らX1の団交出席を問題とするもの

であり、職組もその旨認識していたことは明らかである。そこで、X 1 の団交出席を理由とする団交拒否の可否について以下検討する。

X 1 は、学園在籍当初は事務長、その後に常務理事として学園経営の中核的地位にあって、契約規程等の改正に関わり工事の入札等学園の経営に熟知し、また労務対策に関しては学園の対組合活動の指導的立場から教組との間の労使紛争に積極的に関与してきた。それが一転して、退任後労働組合から交渉権の委任を受け、それも退任前に関わっていた契約規程に戻すよう現経営者に要求し、職組とともに、Y 1 ・ X 1 会談あるいは団交の開催を求めている。

X 1 が本件労使関係に直接関わってきたのは、中労委命令履行に係る団交からであり、この時の職組の提案で別途理事長との会談が設定され、かつ X 1 と理事長との会談が 3 回にわたり行われたが、第 1 回の会談記録の「職組については、職組の交渉権受任者である X 1 氏が全責任をもつ」との記載からも窺われるように、X 1 の職組への影響力は大きいものと評価できる。そこで締結された本件確約書やその締結に至るまでの会談記録は、学園の経営事項に X 1 及び職組が直接関わるものとなっている。また、本件確約書の内容及びその締結の経緯は前記第 3 判断 1 のとおり、極めて不自然なものである。

上記のとおり認定したこれまでの事実経過からみて、かつて経営者の地位にあった X 1 の労使交渉への関与は、その意図はともかく、経営者として知り得た内部の事情及び Y 1 理事長その他との人間関係を使って、学園経営に対して個人的に容喙するものであり、このことは労働組合の名の下になされたとしても変わりはない。

そうであれば、学園が X 1 の労使交渉からの排除を申し入れたことは無理からぬものがある。しかるに、職組がこの申入れに反対し、X 1 の団交出席にあくまで固執し続けたことは、団交交渉員選任の自由の限界を超えたものであって妥当性を欠き、必ずしも労働組合の正当な権利の行使であるとはいえない。

加えて、教組との不当労働行為事件等の学園側当事者として関わっていた X 1 が職組の団交要員として団交に出席することが併存する他の労働組合にいたずらに疑念を抱かせ、ひいては今後の労使関係の不安定要因となるとの学園の危惧も相応に理解のいくところであり、一方、職組と学園の間では、従前賃金交渉などの通常の労働条件に関する団交は、X 1 抜きで実施され、妥結に至っており、X 1 が団交に出席しなければ団交ができないとの事情も見あたらない。

上述のような本件労使関係の事情を総合して勘案すれば、学園が X 1 の団交出席に問題があるとして団交に応じなかったことには相当な理由があり、労組法 7 条 2 号の不当労働行為に当たるとまではいえない。

#### 4 法律上の根拠

以上の次第であるから、当委員会は、労組法27条及び労働委員会規則43条に基づき主文のとおり命令する。

平成10年11月 9 日

福岡県地方労働委員会  
会長 青木 正範 ⑩